

# 鉛給水管及び止水栓整備工事（単価契約）仕様書

（四日市市上下水道局）

（設計図書優先順位）

第1条 設計図書等相互に差異のある場合の優先順位は下記のとおりとする。

1. 質問回答書
2. 契約図書
3. 三重県公共工事共通仕様書

（共通仕様書）

第2条 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（平成24年7月三重県）（四日市市上下水道局水道建設課にて縦覧）を準用する。

1. 官公庁への手続き等

道路交通障害を生じる場合は、受注者において所轄警察署で道路交通法による「道路の使用の許可」の手続きを行い、また、緊急車輛等の通行に支障を来す場合は、関係各機関（消防署等）に連絡し必要な手続きを行ないそれぞれの書類の写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 付近居住者等への周知

受注者は、工事のため迷惑を及ぼす恐れのある付近の住民及び関係者に対し、工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めなければならない。特に夜間作業、断水等に伴い、付近の生活環境に多大な影響を与えると予想される場合は、広報紙等による広報により周知させなければならない。

3. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は管理と定める場合、現場代理人・技術者選任（変更）通知書に経歴書を添付すること。

国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は管理技術者と定める場合、監督員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。

# 鉛給水管及び止水栓整備工事（単価契約）特記仕様書

## 第1条（適用範囲）

本仕様書の適用範囲は「三重県公共工事共通仕様書」と共に鉛給水管、止水栓整備の施工にあたり、受注者が守らなければならない特記事項についての仕様書であり、共通仕様書と重複する事項については本仕様書が優先する。

## 第2条（総則）

### 1. 石綿管の処理を伴う場合

- (1) 「水道用石綿セメント管の撤去作業等における石綿対策の手引き」(平成17年8月厚生労働省健康局水道課)に従って、関係法令を遵守のうえ適切に処理しなければならない。
- (2) 石綿作業主任者(石綿作業主任者技能講習修了者)を選任すること。なお、平成18年3月末までに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの場合は従来どおり作業主任者になることができるものとする。
- (3) 石綿障害予防規則(平成17年省令第25号)に基づき、撤去等の作業における保護具の装着、石綿管分析試験等を行う場合はその費用について、当初積算では計上していないため、監督職員と協議のうえ設計変更を行うこととする。

### 2. 使用機械

当該工事に使用する建設機械は排出ガス対策型機械とする。なお、排出ガス対策型機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化総量の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすこととする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は設計変更を行うこととする。

### 3. 個人情報取扱

施工にあたり参考資料となる管路図、工事竣工図及び給水装置竣工図等は別紙の「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

### 4. 水道法に係る技能者の配置

配水管から分岐し給水装置を施工する場合は、水道法施工規則第36条(事業の運営の基準)に基づき、給水工事主任技術者及び技術者を適正に配置し、その旨を監督職員に届け出なければならない。ただし、技術者とは、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく2級配管技能士以上の資格を有する者、財団法人給水工事技術振興財団により、給水装置工事配管技能者講習会の修了証書を授与された者、前記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団の認定証を交付された者、又は職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程を修了した者とする。

### 5. 工程管理

- (1) 受注者は、契約書第2条の規定に基づき工程は絶えず作業の実績と計画工程を対照して隣接工事または関連工事の受注者及び関係者(給水装置工事申込者等)と作業について相互に良く協議し全体の工程が円滑に進むように施工しなければならない。
- (2) 受注者は、濁水発生が考えられる工事(断水作業、洗管等)については、原則として土、日、祝日は計画しないこと。但し、監督職員と協議の結果、やむを得ず施工する場合は上下水道局の緊急対応が困難であることを考慮して慎重に施工すること。

6. 安全対策

受注者は、交通誘導員等の配置計画について、着手前に監督職員と協議しなければならない。

7. 実施

- (1) 鉛製給水管の取替件数は、100戸以上を施工しなければならない。
- (2) 発注者は、常に工事の途切れることのないように指示を出すこととし、発注者と受注者が協力して取替えるものとする。
- (3) 指示金額の合計が、指示限度額(23,500千円)に達した場合は、その後の指示は行わないものとする。
- (4) 施工単価は、100戸までの鉛給水管の取替については、契約単価とする。また101戸～150戸の鉛給水管の取替については、契約単価の1.25を乗じるものとする。さらに151戸からの鉛給水管の取替については、契約単価に1.50を乗じるものとする。ただし、施工単価の総和は予定価格を上限とする。  
なお、鉛管調査については、契約単価とする。
- (5) その他、仕様書に定めなき事項、又は疑義が生じた時は両者協議して定めるものとする。

第3条 (管材料)

1. 請負材料について

- (1) 資材は、できる限り市内業者から購入すること。
- (2) 水道用資材は四日市市上下水道局承認材料製造業者の製品(以下「承認材料」という。)を使用すること。但し、設計図書に示された製品が承認材料でない場合は、材料使用承認願を提出しなければならない。

2. 標準給水切替材料

給水管布設は水道用ポリエチレン二層管とする。

1) 表示記号

20 X

分岐口径 延長

2) 給水管布設延長は2m、4m、6mの三種類とする。

X = 2m            0 < X < 3m未満

Y = 4m            3m Y < 5m未満

Z = 6m            5m Z

3) 材料の内訳は次のとおりとする。

給水管整備 MSK = メータ止水栓、筐までの取替

B型60°ベンド(分岐口径) 1個

B型ユニオンソケット(分岐口径) 1個

メータ止水栓(横型・分岐口径) 1個

ポリエチレン管(分岐口径) X = 3.0m、Y = 5.0m、Z = 7.0m

メータ筐(鋳鉄・分岐口径20は13-20Y20・分岐口径25は25Y25) 1個

給水管整備 MS = メータ止水栓までの取替

B型60°ベンド(分岐口径) 1個

B型ユニオンソケット(分岐口径) 1個

メータ止水栓(横型・分岐口径) 1個

ポリエチレン管（分岐口径）X = 3.0m、Y = 5.0m、Z = 7.0m  
 給水管整備 BS = 既設ポリエチレン管にB型ソケットで接続までの取替  
 B型60°ベンド（分岐口径）1個  
 B型ソケット（分岐口径）1個  
 ポリエチレン管（分岐口径）X = 3.0m、Y = 5.0m、Z = 7.0m  
 給水管整備 S = 甲型止水栓までの取替  
 B型60°ベンド（分岐口径）1個  
 B型ユニオンソケット（分岐口径）1個  
 甲型止水栓（分岐口径）1個  
 ポリエチレン管（分岐口径）X = 3.0m、Y = 5.0m、Z = 7.0m  
 止水栓整備(舗装、砂利道)  
 B型60°ベンド（分岐口径）1個  
 B型ユニオンソケット（分岐口径）1個  
 メータ止水栓（横型・分岐口径）1個  
 ポリエチレン管（分岐口径）2.5m  
 止水栓整備(宅地)  
 B型ソケット（分岐口径）1個  
 B型ユニオンソケット（分岐口径）1個  
 メータ止水栓（横型・分岐口径）1個

#### 第4条 （管路）

1. 布設管の表示
  - (1) 管の位置表示及び事故防止のため、埋め戻し作業中に十分転圧後所定の位置に埋設標識シ - トを下記の要領で埋設しなければならない。
    - 1) 埋設深度は道路面より30cm～50cmの位置とし、転圧の後、敷設すること。
    - 2) 埋設標識シ - トは全ての管種でアルミ箔入りを使用すること。
    - 3) 給水装置を除く公道下に布設する管路に埋設すること。但し、給水装置であっても40mm以上についてはこの限りではないものとする。また切断面には承認材料の防錆塗料を塗布すること。
2. 硬質塩化ビニル管の接合
  - (1) 硬質塩化ビニル管と硬質塩化ビニル管の接合はゴムリング接合とTS接合とする。
  - (2) ゴムリング接合は次の要領で行うこと。
    - 1) 管の切断に際しては、切断箇所を標線をいれ、管軸に直角に切断し、切断面を平ヤスリまたは、面取りカッタ - を用いて15°の角度で管厚の1/2まで面取りをすること。
    - 2) 接続時の管挿入長さの目安とするため差口管に挿入長さを記入すること。
    - 3) 管差し口外面及び管継手受け口内面の汚れ（油、水分等）を乾いた布等で拭き取ること。
    - 4) ゴム輪は正確に装着し承認材料の滑材を塗布し、挿入器で標線まで挿入しなければならない。
    - 5) 挿入完了後、受口に隙間ゲ - ジまたは金属管薄板を差し込んでゴム輪が全円周にわたって、正しい深さにあるかどうかを確認しなければならない。
  - (3) TS接合は次の要領で行うこと。
    - 1) 管の切断に際しては、切断箇所を標線をいれ、管軸に直角に切断し、バリなどを平に仕上

げ、切断面の内外周は細く面取りをすること。

- 2) 接続時の管挿入長さの目安とするため差口管に挿入長さを記入すること。
- 3) 管差し口外面及び管継手受け口内面の汚れ(油、水分等)を乾いた布等で拭き取ること。
- 4) 接着剤は標線以上にはみださないように、またできるだけ薄く塗り、塗り漏らしのないようにすること。
- 5) 接着剤を塗布したら、乾燥しないうちに管をまっすぐ一気にひねらず差し込み標準押さえ時間以上保持すること。
- 6) 接合直後に、接合部に曲げ応力など無理な力を加えないこと。
- 7) 配管完了後には、管内に溜まっている溶剤揮発分をそのまま放置することなく、出来るだけ速やかに排出させること。
- 8) 硬質塩化ビニル管の通水は最終の接着接合が完了してから、1時間以上を経過した後行うものとする。

(4) 接着剤の品質及び取扱いは次のとおりとする。

- 1) 接合に使用する接着剤は承認材料とすること。
- 2) 接着剤は可燃物であるから、火気のある場所で取り扱わないこと。
- 3) 使用後は密封し、冷暗の場所に保管すること。

3. ポリエチレン管の接合

(1) 接合については管の傷及び変形部分を避け管軸に対して、直角に切断し端面は面取り器を使用し仕上げること。

(2) 継手は承認材料を使用すること。

4. 鋼管の接合

(1) 鋼管の接合は、ねじ接合、溶接接合、フランジ接合及びドレッサ - カップリング等とする。

(2) ねじ接合は、ねじ切りの後、そのねじ部にシールテープを1/3幅ラップに巻きつけ継手にねじ込んで接合する。なお継手には所定の規格品を使用しなければならない。

(3) 鋼管の接合用ねじは、JIS B 0203(管用テ - パねじ)とする。

(4) ライニング鋼管等の接合に際して次のことに注意すること。

1) ねじ切り機は、自動切り上げ装置付のものを用いる。また管の切断は、丸鋸盤または帯鋸盤を用いて管に直角に切断する。自動金切り鋸盤で行う場合、切断部が局部的に高い熱を持ち樹脂部が変質、はく離する恐れがあるので注意を要する。なおパイプカッター - を使用しないこと。

2) ねじきりの際は切削油を必ず用いること。なお切削油の浸入を防ぐため管端部に木栓等を差し込んで行うこと。この場合の切削油も承認材料を使用すること。

3) ねじきり機を使用する際、一度に深く切り込まないこと。

4) ねじきりの際、生じたまくれ等はヤスリ等で取り除き、切断面、ねじ部に付着した切削油、切粉等は布等で十分に除去すること。

5) 直管を継手にねじ込む場合は、コ - ティング継手の外面被膜に傷がつかないようにゴム板等をあて保護すること。

6) 管に火気あるいは熱源を近づけることは避けること。

5. 弁栓類の据付

(1) 弁、栓、筐の据え付けは、沈下、傾斜及び開閉軸の偏心を生じないように路面に合わせ入念に行なわなければならない。

(2) 基礎碎石の形状寸法は次のとおりとする。

仕切弁(円形1号)、バルブ(円形1号)は、直径60cm厚み10cmとする。

(3) 弁類の鉄蓋据え付け後に使用した仕切弁の種類及び役割によって識別できるように、鉄蓋の裏面を下記のとおり色別のペンキで塗布しなければならない。

- 1) ソフトシール弁は白色とする。
- 2) 泥吐弁は赤色とする。
- 3) 調整弁は黄色とする。
- 4) 簡易仕切弁は青色とする。

#### 6. 現場管理

管の内面は常に清潔に保ち、土砂、汚水、異物等の混入を防ぐために、日々布設作業終了後に管蓋を設置し管理しなければならない。

#### 7. 既設管との連絡工事

(1) 連絡工事前に広報文書「水道断水のお知らせ」を配布し関係者の周知に務めなければならない。

(2) 既設管の切断に先立ち監督職員立会いのうえ管種等を調べ、設計図書に指示された連絡管であることを確認しなければならない。

(3) 連絡工事は、住民に多大の迷惑を及ぼすものであり、また、断水時間に制約されるので円滑な作業ができるよう規模に応じた十分な技能者を配置し、排水ポンプその他の器材を準備し、監督職員の指示により、迅速、確実に作業を進捗し作業時間までに必ず完了するように努めなければならない。

(4) 受注者は、監督職員の指示により断水作業を手伝うものとし、弁栓類の操作にあたっては事前に仕切弁、消火栓、排水溝等の機能を点検するとともに水撃の起こらないよう、また、スピンドルを損傷することのないよう慎重に操作しなければならない。

(5) 施工中のやむを得ず生じた緊急断水、突発性出水は、直ちに監督職員の指示のもと必要な措置を講じなければならない。又、この事項にて住民の苦情がある場合は、適正かつ迅速に対処すること。

#### 8. 給水装置

給水装置の施工にあたり「給水装置工事施工指針」(四日市市上下水道局)を遵守しなければならない。

#### 9. 水圧試験

(1) 管内に充水後、水圧試験を行い0.74Mpa~0.98Mpaの水圧を加えて15分間そのまま水圧を保ち、漏水の確認を行うものとする。なお、通常は0.74Mpa(低圧区域)とするが、高圧区域(常圧0.60Mpa以上)について、0.98Mpaとする。但し上記の水圧が不適當な場合、水圧試験が実施できない、または試験水圧が保持できない場合等は、改めて監督職員の指示を受けなければならない。

(2) 水圧試験を実施する時は、原則として監督職員の立会いを求めなければならない。

(3) 水圧試験結果は、別にさだめる水圧試験報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(4) 水圧試験完了後は管内水を採水し、規定の残留塩素の検出を確認しなければならない。

#### 10. 防食テープ巻工

(1) 鋼面はワイヤブラシ等で浮き錆をこすり落とし、その他の付着物を十分に除去し、清掃しなければならない。

- ( 2 ) フランジ部または溶接部の凹凸のある部分は防食マスチック等で埋め、テープの巻き付けやすいように仕上げなければならない。
  - ( 3 ) テープは少し引っ張り加減で 1 / 2 回重ね巻きとすること。
  - ( 4 ) 巻き終わった後、鋼面へなじみをよくするため、テープ表面のラップ部分がわからなくなるまで十分になでつけること。
- 1 1 . ビニルテープ巻工  
テープは 1 / 2 回重ね巻きとすること。
  - 1 2 . 工事により生じた管、現場発生品（撤去品）については、適正に処理をすること。

#### 第 5 条 （暴力団等不当介入に関する事項）

- 1 . 契約の解除、不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置は、次のとおりとする。
  - ( 1 ) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。
  - ( 2 ) 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。
    - 1 ) 断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力をすること。
    - 2 ) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
  - ( 3 ) 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。

## 個人情報取扱注意事項

### (基本事項)

第 1 この契約による工事の受注者(以下「乙」という。)は工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報(工事の施工のために受注者が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (受注者の義務)

第 2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成 11 年四日市市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 11 条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう受注者の従事者を指揮監督しなければならない。

### (秘密の保持)

第 3 乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正な管理)

第 4 乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第 5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

### (再提供の禁止)

第 6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局(以下「甲」という。)の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

### (複写、複製の禁止)

第 7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (持ち出しの禁止)

第 8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第 9 において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。



- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データの完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎  
(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 受注者は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

# 鉛給水管及び止水栓整備工事（単価契約）工事实施要領

適用：平成26年 4月 1日

1. 工事期間  
契約の日から『平成27年3月16日』又は、『指示限度額（23,500千円）に達した指示の指示工期満了の日』のいずれかの早い日までとする。
2. 工事場所  
四日市市 四郷地区ほか 地内  
監督員が必要と認めた場合は、他の地区においても工事指示できるものとする。
3. 契約方法
  - 1) 入札参加者により工種合計額を競争入札する。
  - 2) 構成比にて各工種単価を決定し、この価格により落札者と契約する。  
ただし、1円未満切り捨てとする。
4. 契約書等  
工事請負契約書（単価契約）による。
5. 実施方法
  - 1) 監督職員は、工事指示書（様式2-1）により施工指示をする。
  - 2) 受注者は、関係法令を遵守し、法令に基づく所要の手続きを執ること。
  - 3) 実施にあたっては別紙「実施手順書」を遵守すること。
6. 工事の完成
  - 1) 受注者は、1件の指示工事が完了するごとに工事完了届（様式3）、工事日報（残留塩素測定結果を含む）及び工事写真を遅滞なく提出すること。
  - 2) 受注者は、工事のすべてが完成したときは、速やかに工事完成届（四日市市上下水道局工事執行規則が準用する四日市市工事執行規則第35条で規定する様式）を上下水道事業管理者に提出すること。
  - 3) 部分払いについては、概ね2ヶ月程度毎に請求できるものとする。
  - 4) 支払いの請求は工事实績報告書（様式1）に基づき、請負代金請求書（内金払請求書）を提出するものとする。

7 . 確認及び検査

- 1) 監督職員は工事实績報告書（様式 1）等に基づき現地確認を行う。
- 2) 検査は担当課長が指名した職員（検査職員）が行なう。

8 . 発注規模

- 1) 工事 1 指示当たり限度額は原則 500千円未満とする。
- 2) 総支払い限度額（1契約）は、24,000千円とする。

9 . 未契約単価

- 1) 未契約単価は、発注者により四日市市上下水道局積算基準等により算出した単価（経費込み）に請負比率を乗じた金額（1円未満は切り捨て）とし、受注者と協議し決定するものとする。

10 . その他

- 1) 他工事にて鉛給水管が確認された場合においても工事指示できるものとする。

# 実施手順書

適用：平成26年 4月 1日

この手順書は鉛給水管及び止水栓整備工事（単価契約）に適用する。

## 1．着手前準備

- (1) 受注者は、工事着手届及び現場代理人届等必要書類を速やかに監督職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、緊急連絡可能な電話番号を監督職員に報告するものとする。

## 2．現場手順

- (1) 監督職員は工事指示書（様式2-1）にて調査指示をする場合、対象区域を示した上、鉛給水管の現地調査を指示する。
- (2) 受注者は、住民等の信頼を確保するため、事前に調査内容を家屋所有者又は、家屋使用者に説明し同意を得ること。
- (3) 受注者は、現地調査に基づき鉛管調査表を作成し監督職員と施工方法、工程計画等について協議を行うこと。  
調査が完了したら、遅滞なく工事完了届（様式3）、鉛管調査表を監督職員に提出すること。
- (4) 監督職員は、工事指示書（様式2-1）により整備工事を指示する。  
ただし、緊急な場合は口頭にて指示し、後日、工事指示書を発行するものとする。
- (5) 指示内容に疑義及び現場との不一致が生じた場合は、監督職員に申出を行うこと。現場着手後、不測の事態が発生した場合も同様とする。
- (6) 監督職員は受注者から前号の申出があったときは、申出の内容を直ちに検討し必要に応じて工事変更指示書（様式2-2）により指示の変更を行うものとする。
- (7) 受注者は、現場着手にあたって、必要に応じ周辺住民へ通行止等の周知を行い、また、敷地内へ立ち入る場合は事前に所有者又は使用者に作業の同意を得ること。

## 3．完成報告

- (1) 受注者は、指示工事が完了するごとに工事完了届（様式3）、工事日報（残留塩素測定結果を含む）及び工事写真を遅滞なく監督職員に提出すること。
- (2) 受注者は、部分払いを請求する場合、請求する部分について工事实績報告書（様式1）及び請負代金請求書（内金払請求書）を提出すること。

## 4．確認及び検査

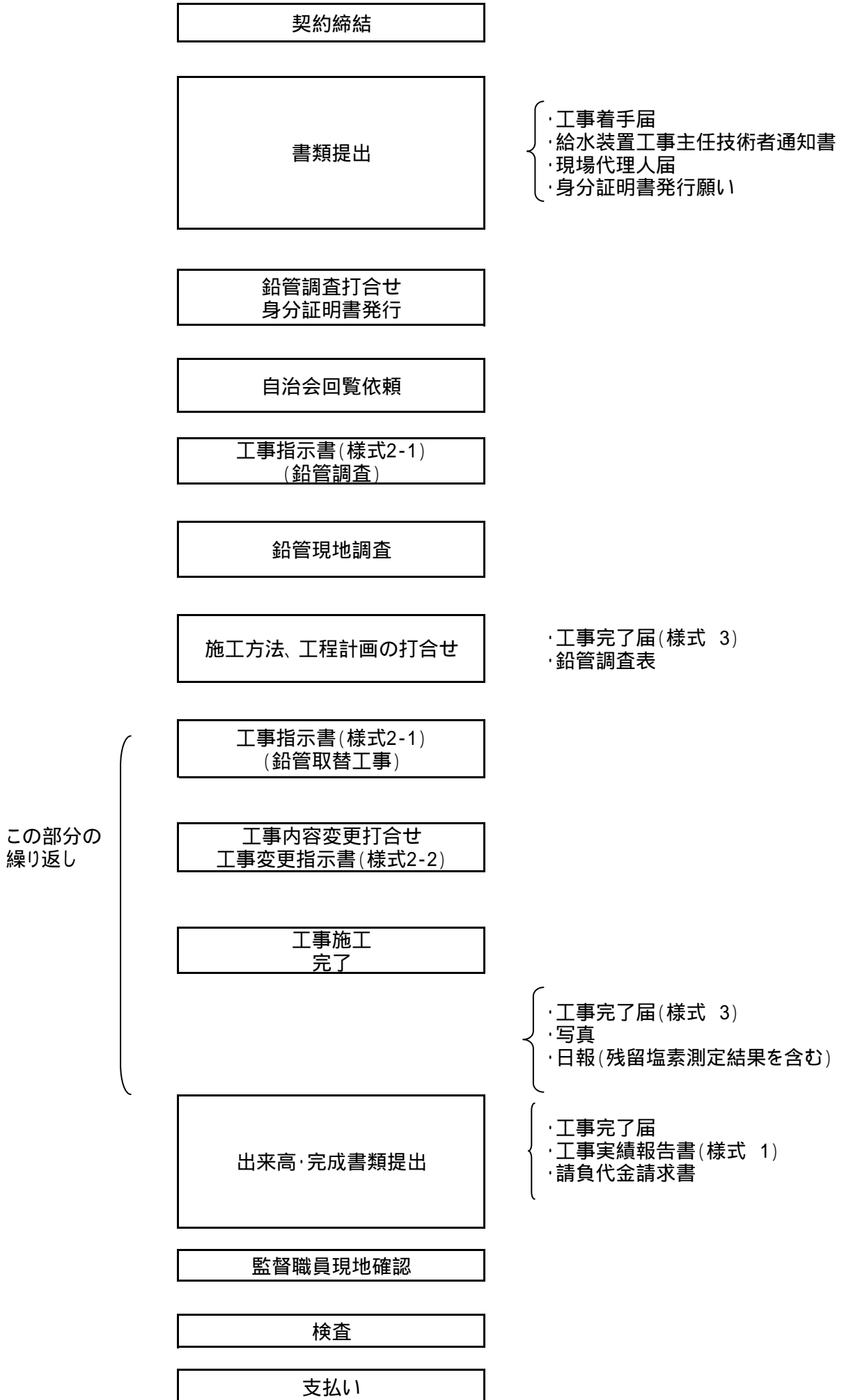
- (1) 監督職員は、工事实績報告書（様式1）と工事指示書（様式2-1）又は工事変

更指示書（様式 2 - 2 ）の工種及び数量に基づいて現地確認を行う。

- ( 2 ) 検査職員は工事实績報告書、工事指示書又は工事変更指示書、写真、工事日報等に基づいて検査を行う。

# 鉛給水管取替工事の単価契約での取替フロー

受注者提出書類









# 工事変更指示書

様

水道建設課長

工事契約書に基づき、下記工事の変更を指示します。

記

管理番号

1. 工事名

2. 工事場所 四日市市 地内

3. 指示期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで

4. 監督員名

5. 指示内容

番号	工種	名称種別	形状寸法	単価	単位	当初数量	当初金額	備考
						変更数量	変更金額	

注意: 工事内容の詳細について監督員と打ち合わせてから着手すること。

合計 \_\_\_\_\_

# 工事完了届

受注者

工事契約書に基づき、下記工事を完了したので報告いたします。

管理番号

記

- 1.工 事 名
- 2.工 事 場 所 四日市市 地内
- 3.指 示 期 間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
- 4.監 督 員 名
- 6.完 了 日 平成 年 月 日



# 断水作業のおしらせ

平素は、水道事業にご協力いただきありがとうございます。  
この度、下記のとおり断水作業をすることになりましたので  
お知らせいたします。

**作業終了後は水の濁る恐れがありますので、断水までに  
水のお汲置きをお願いいたします。**

工 事 名

施工場所

断水日時 平成 年 月 日

時 分 ~ 時 分

位置図

受注業者

担当部署 四日市市上下水道局 水道建設課  
鉛管対策係

TEL 354 - 8362